

浅口市介護予防・生活支援サービス事業

訪問型・通所型サービス事業利用の流れ

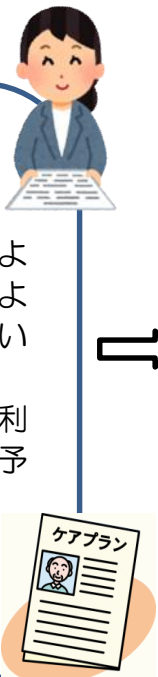
①連絡・契約

対象者（要支援1または2と認定された方、基本チェックリストで事業対象者と認定された方）は、高齢者支援課(地域包括支援センター)または浅口市指定介護予防支援事業所の職員が担当し、サービス利用のご相談をお受けします。職員が重要事項について説明し、同意を得て介護予防契約を結びます。



②話し合い・介護予防ケアプランの作成

ご本人やご家族と話し合い、どのようなことで困っているのか、どのような生活を希望するのかなどについて話し合いをします。話し合いの結果、具体的な目標や利用するサービスなどを定めた介護予防ケアプランを作成します。（無料）



③サービスの利用開始

サービス利用開始前に、ご本人やご家族とサービス事業所の担当者、職員でご利用にあたっての話し合いを行い、介護予防ケアプランに基づいてサービスの利用を開始します。利用後も、一定期間後に目標が達成されたかどうかを評価します。



訪問型サービス

総合事業訪問サービス

サービス提供時間	原則45分	
利用回数	事業対象者	週1～2回程度
	要支援1	
利用者負担（月額負担）※1割の場合	要支援2	週1～3回程度
	1週に1回程度	1,176円/月（別途加算あり）
	1週に2回程度	2,349円/月（別途加算あり）
実施事業所	1週に2回をこえる程度	3,727円/月（別途加算あり）
	市の指定訪問介護事業所	
内容	ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴など日常生活上の援助をします	

お元気訪問サービス 〈短期間〉

サービス提供時間	原則1時間未満
利用回数	継続した6か月間で上限24回
利用者負担（回数負担）	生活援助：1回200円 身体介護：1回230円
委託事業所	福祉あさくちヘルパーセンター
内容	退院直後や体調変化等で一時的に支援が必要な場合にホームヘルパーが訪問して、日常生活上の援助をします
※委託している方も使えます。利用の希望がある場合は、新規プラン作成時に高齢者支援課 主任ケアマネにご相談ください。	

通所型サービス

総合事業通所サービス

サービス提供時間	事業所により異なる	
利用回数	事業対象者	週1回程度
	要支援1	
利用者負担（月額負担）※1割の場合	要支援2	週2回程度
	事業対象者	1,798円/月
	要支援1	3,621円/月
実施事業所	要支援2	3,621円/月
	市の指定通所介護事業所	
内容	通所介護施設に通い、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います	

お元気通所サービス 〈短時間〉

サービス提供時間	事業所により異なる
利用回数	週1回程度
利用者負担（回数負担）	1回300円
委託事業所	機能訓練専門デイサービス一歩 寿光園デイサービスセンター オペラハウス鴨方デイサービスセンター リハビリcafé アイボリー 寄島在宅福祉センターカニ丸の家デイサービスセンター
内容	市が委託した事業所に通い、日帰りで運動器の機能や生活機能の向上を図るためのサービス ※送迎を含む
※委託している方も使えます。利用の希望がある場合は、新規プラン作成時に高齢者支援課 主任ケアマネにご相談ください。	

生活支援サービス

利用の希望がある場合は、高齢者支援課にご連絡ください。

みんなで支え合い生活支援サポーター事業（みなサポ）

サービス提供時間	1回30分程度	
対象者	・65歳以上の独居世帯または75歳以上のみの世帯 ・要支援もしくは事業対象者の認定をお持ちの方（利用中に要介護認定が出た場合でも継続利用可能） ・介護保険料を滞納していない方	
利用者負担	無料	
内容	市が開催する養成講座を受講した生活支援サポーターが、利用者の自宅を定期的に訪問して、軽微な生活支援（ゴミ出し・掃除・買い物など）を行う事業	
利用回数	事業対象者	週1回（上限）
	要支援1	
	要支援2	



高齢者給食サービス事業

内容	栄養改善が必要な高齢者に対して、市が契約する配食事業者の配食弁当代を一部助成する事業
助成額	1食200円（上限）
利用回数	1日1食・週5回（上限）
利用期間	3カ月間
契約事業者	生活協同組合おかやまコープ たべてん便
対象者	・浅口市にお住まいで、住所を有する方 ・65歳以上の独居世帯または75歳以上のみの世帯 ・非課税世帯の方 ・窓口等で実施するアセスメントの項目に該当する方 ・不在時の連絡先が確保できる方 ・過去に事業を利用したことがない方(R7年度以降)

R8.7月時点

【お問い合わせ先】

高齢者支援課（地域包括支援センター） TEL0865-44-7388